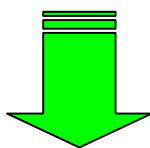


お客さまの声

(市営住宅等の入居者へ漏水の案内を入れる際に)
管理事務所へ確認するよう記載すべき



取り組み内容

これまでも「公営住宅や民間共同住宅にお住まいの場合、修繕や漏水箇所の調査等の依頼は、管理責任者様へご相談」いただくよう表示していましたが(平成22年5月～)、案内をより目立つように平成23年1月からレイアウトの見直しを行いました。



改善後

重要					
漏水のおそれがございます					
様					
(ご参考) 年 月の ご使用水量 m ³	➔	今回メータ指示数() 前回メータ指示数() ----- 今回のご使用水量 m ³			
<p>本日(月 日)、お客さまの水道メータを検針しましたところ、上記のように<u>ご使用水量が増えています</u>。ご不在のご様子ですが、パイロット針(水が流れていることを示す針)が回転しています。</p> <p>漏水のおそれもございますので、裏面の方法でご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、修繕を必要とするときや漏水箇所がわからない場合などは、水道局指定水道工事店へご依頼いただくか、裏面のお客さまセンターへご連絡ください。</p> <p>水洗便所の漏水は、指定水道工事店で修繕していただきますようお願いいたします。</p>					
調定番号					
公営住宅や民間共同住宅(マンション)にお住まいの場合、修繕や漏水箇所の調査等の依頼は、管理責任者様(管理事務所、管理会社等)へご相談ください。					
裏面もご覧ください。			大阪市水道局 営特3-443-1 平23.1		

案内を赤線で枠
囲いし、目立つ
ようにしました